

●会員に対する処分の執行について

審査委員会における会員の処分を求める決議が確定したため、会則第53条第1項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、同条第2項の規定によりその旨を公表します。

1. 処分を受けた会員

野中 信敬会員（登録第20028号）

2. 処分の種別

日本弁理士会会則により会員に与えられた権利の2年間の停止  
（日本弁理士会会則第49条第2項第2号）

3. 処分の理由の概要

当該会員は、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間に継続研修を履修し、所定の単位を取得しなければならないところ、その義務を履行しなかったことから、令和2年12月7日に「戒告」、令和3年10月8日に「日本弁理士会会則によって会員に与えられた権利の6月の停止」及び令和5年3月7日に「日本弁理士会会則によって会員に与えられた権利の1年の停止」の処分を受け、処分執行の日（令和5年3月7日）から6月以内に処分の理由となった不足単位数を履修すべきところ、令和5年9月7日に至っても履修を完了しなかった。

当該会員は、綱紀委員会の調査に対し、弁護士業務多忙を研修未履修の理由として処分の内容に関する要望を述べたが、法及び会則会令により義務付けられた研修を受講できないことがやむを得ないといえる事情は認められなかった。当審査部より審査における口頭説明の機会や意見陳述の機会を与えたが、当審査部の審査における口頭説明の機会や意見陳述の機会に対しても何ら応答しておらず、当該会員から何らの主張もなされない以上、履修しないことにやむを得ない事情があったと認めることはできない。

以上により、当該会員の行為は、弁理士法第31条の2、弁理士法施行規則第25条、会則第57条第2項及び会則第57条の2に違反し、これにより本会の秩序又は信用を害したものであるから、会則第49条第1項に基づき処分をすべきものと認めた。

4. 処分の執行日

令和6年9月18日